富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続き（公募型プロポーザル方式）を実施する。

令和７年６月１３日

山梨県知事　　長崎　幸太郎

１　趣　旨

本業務は、世界文化遺産・富士山の環境保全や県内経済の活性化、県民生活の利便性の向上を図るため、令和３年２月に策定された富士山登山鉄道構想におけるＬＲＴ（次世代型路面電車）の代替案として令和６年１１月に山梨県が発表した富士トラムについて、調査・分析・検討を実施し、富士トラムネットワーク構想・基本計画を策定するものである。

この取り組みを進めるにあたり、企画提案公募により業務委託の候補とする事業者を募集する。

２　企画提案を求める業務の概要

（１）委託業務の名称

富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務

（２）委託業務の内容

別添「富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）による。

（３）企画提案を求める具体的内容の項目

別紙１「富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」による。

（４）業務委託期間

契約締結の日から令和８年３月３１日（火）までとする。

（５）予算上限額

金３９，９３０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

（６）事業の流れ

ア　委託業務内容詳細の協議

契約締結後、応募を受けた企画提案をもとに、業務実施の詳細、具体的な実施スケジュール等について両者で協議し決定する。

イ　委託業務の実施

契約後遅滞なく、本件企画提案公募で採択された企画提案書、業務仕様書、上記「ア」の協議結果を踏まえて委託業務を開始すること。

ウ　実施報告

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出すること。

３　応募資格

・本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
・本件業務が効果的に実施できる体制が整えられていること。
・本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
・地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
・会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立て、または、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
・「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
・都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

※　上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合は、応募を認めないことがある。

４　日程（予定）

・令和７年６月１３日（金）		募集開始
６月３０日（月）	午後５時	参加申込書提出期限・質問受付期限
７月　４日（金）		参加資格審査結果の通知
７月１６日（水）	午後５時	企画提案書提出期限
７月２２日（火）		プレゼンテーション審査
７月２５日（金）		結果通知・契約締結・業務着手
・令和８年３月３１日（火）		事業完了（事業完了報告書の提出）

５　企画提案の応募に関する書類提出等

（１）担当部署（書類提出先・質問受付）

〒４００－８５０１　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号　本館２階
山梨県新価値・地域創造推進局　山梨・富士山未来課
富士山観光エコシステム推進担当
電話　０５５－２２３－１３３０
電子メールアドレス　fujisan-mirai@pref.yamanashi.lg.jp

（２）参加申込書類の提出と参加資格審査

ア　参加申込書類

本件企画提案募集に応募する者は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること（各１部）。

・　参加申込書（様式１）
・　誓約書、役員名簿（様式２－１・２－２）
・　会社概要が把握可能な書類（会社パンフレット等）
・　都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

※ 都道府県税の納税証明書（県税に未納がない旨の証明書）

国税の納税証明書（その３の３）

イ　参加申込書類の提出期限・提出方法

・　提出期限　令和７年６月３０日（月）午後５時必着

・　提出方法　郵送又は持参（持参は土日・祝日を除く午前９時から午後５時とする。）

ウ　参加資格審査

・　参加申込書類により審査を行う（書面審査）。

・　選定方法は、別紙２「富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとする。

・　審査の結果は各参加申込者に連絡する。

・　企画提案書の作成・提出の要件を満たす者として選定されなかった者は、上記の連絡を受けた日の翌日から起算して７日（県の休日を除く）以内に、書面（様式自由）により理由について説明を求めることができる。

（３）企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式３）により受け付ける。

・　受付期限　令和７年６月３０日（月）午後５時必着

・　質問方法　電子メール（電子メールの件名には「富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務委託企画提案質問」と記載すること）

・　回答方法　回答は、原則として参加資格審査により選定された全ての企画提案者に対し、電子メールにより回答する。回答は令和７年７月４日（金）午後５時までに行う。

・　そ の 他　電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合の質問等は、一切受け付けない。

（４）企画提案書類の提出

ア　企画提案書類

本業務に企画提案をする者は、業務仕様書に基づき、別紙１「富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」に掲げる項目について記載し、次の書類を提出すること。

提案にあたっては次の公表資料（※）の内容を踏まえること。

※富士山新交通システムに係る令和６年度調査検討結果報告
富士山新交通システム調査検討業務委託　業務実績報告書
掲載 URL：https://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/fuji-tram.html

・　企画提案書（様式４・様式４－１）　**正本１部、副本６部**

※　Ａ４判１５ページ以内とすること（縦型・横型いずれでも可）。
Ａ３判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。

・　見積書（任意様式・積算内訳を記載）　**正本１部、副本６部**

イ　企画提案書類作成上の注意点

・　企画提案審査は審査委員が企画提案者を特定できない方法で運営する。このため、企画提案書の様式４－１において、企画提案者の名称を記載するのは表紙のみとし、その他の部分には一切記入しないこと。

・　見積書は企画提案者名や住所等が記載された一般的な内容とすること。
・　見積書には、業務仕様書４の項目を踏まえてそれぞれの経費明細を記載すること。

ウ　企画提案書類の提出期限・提出方法

・　提出期限　　令和７年７月１６日（水）午後５時必着
・　提出方法
　紙媒体　　郵送又は持参（持参は土日・祝日を除く午前９時から午後５時とする。）
　電子媒体　電子メール
・　提出場所　〒４００－８５０１
　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号　本館２階
　山梨県新価値・地域創造推進局　山梨・富士山未来課
　富士山観光エコシステム推進担当
　fujisan-mirai@pref.yamanashi.lg.jp

エ　企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とする。
・　本要項に定める手続きに適合しない場合
・　提出書類に虚偽の記載があった場合

オ　企画提案書の提出辞退

参加資格確認申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式５）」を企画提案書の提出期限までに、５（４）ウの提出場所へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

６　企画提案審査

（１）審査

・　企画提案書の審査は、富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務委託に係る企画提案審査会（以下「審査会」という。）が行う。
・　次のとおりプレゼンテーション・ヒアリングにより最優秀提案者を決定する。

〇日時
令和７年７月２２日（火）の予定だが、申し込み状況等を勘案し別途連絡する。

〇場所
山梨県庁内（詳細は別途連絡する。）

〇プレゼンテーション・ヒアリングの時間
３０分程度（提案書説明１５分、質疑応答１０分、準備・入退室時間を含む）。
提案書説明については、１５分が経過した場合は、直ちに終了とする。

〇その他
・　企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は３名以内とする。
・　会場には県側でパソコンからの出力設備（モニター等）を用意する。
・　やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外する。
・　プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付

けるが、採点の対象としない。
・　プレゼンテーション・ヒアリングをオンライン等で行う場合もある。

7　企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

①　提案に参加する資格のない者が提案したとき。
②　所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
③　提案に関して談合等の不正行為又は参加に際して事実に反する申し込みや提案等の不正行為があったとき。
④　提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
⑤　審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
⑥　本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
・　本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
・　企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
・　２件以上の企画提案をしたとき。

8　選定結果の通知・公表

・　選定如何に関わらず、企画提案者にはぞれぞれの審査結果を個別に通知する。
・　企画提案プレゼンテーション審査における選定結果をもとに、県が委託候補者を決定し、当該事業者との随意契約手続きを行う。
　ただし、委託候補者と協議が整わず契約の見込みがないとき、または、委託候補者が契約締結までの間に本提案に参加する資格を満たさなくなったときは次点の者と契約の交渉を行う。
・　選定結果と契約内容は、契約締結後、山梨県のホームページで公表する。なお、ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案者の評価基準ごとの得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額等とし、契約者以外の企画提案者の名称は公表しない。

9　契約に関する事項

・　契約書は２通作成し、双方記名押印して、各自１通を所持するものとする。
・　山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号）第１０９条の２に該当した場合、契約保証金は免除する。
・　企画提案書等に記載された事項は、契約後においては、「業務仕様書」と併せ、本件契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のために修正すべき事項がある場合には、内容を追加、変更又は削除する。
・　契約書案は別添「富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務委託契約書（案)」のとおり。

１０　その他

（１）企画提案及び契約手続き並びに業務実施における山梨県との間で使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

（２）提出書類の取り扱い

・　提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する（契約後に仕様書として扱うものを除く）。

・　提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

・　提出書類は返却しない。

（３）企画提案応募に関する費用負担

・　提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担すること。

・　契約を締結するまでの間、本要項に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

（４）説明会

企画提案に関する説明会は行わない。

（５）山梨県との連絡・調整

選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら事業を進めることとする。

（６）秘密の保持

本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

１１　問合せ・連絡先

〒４００－８５０１　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号　本館２階
山梨県新価値・地域創造推進局　山梨・富士山未来課
富士山観光エコシステム推進担当
電話番号（直通）　０５５－２２３－１３３０
メールアドレス　fujisan-mirai@pref.yamanashi.lg.jp